令和６年１月１日改定

特別養護老人ホームきらら藤枝　利用料金表　（１割負担の場合）

１．サービス利用料金について

○当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。

1単位あたり10.14円

（単位：円）

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	介護サービス費	19,560	21,600	23,790	25,860	27,870
	日常生活継続支援加算Ⅱ	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	看護体制加算Ⅰ	120	120	120	120	120
	看護体制加算Ⅱ	240	240	240	240	240
	個別機能訓練加算Ⅰ	360	360	360	360	360
	個別機能訓練加算Ⅱ	20	20	20	20	20
	夜勤職員配置加算Ⅱ	540	540	540	540	540
	科学的介護推進体制加算Ⅰ　（／月）	40	40	40	40	40
介護職員処遇改善加算Ⅰ　8.3%		1,848	2,017	2,199	2,370	2,537
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ　2.7%		601	656	715	771	825
介護職員等ベースアップ等支援加算　1.6%		356	389	424	457	489
介護保険料小計　１割（10%）金額		25,416	27,745	30,246	32,609	34,903
施設利用料	居住費（2,800円/日）	84,000				
	食　費（1,650円/日）	49,500				
	その他の日常生活費	実費				
ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担金額（30日分）		158,916	161,245	163,746	166,109	168,403

※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。
また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算（１回につき６単位）が加算されます。

※ 配置医師緊急時対応加算･･･配置医師が必要に応じて夜間や早朝に施設を訪問して利用者の診察を行った場合、以下の単位数が加算されます。夜間（18：00～22：00）650単位　　深夜（22：00～6：00）1300単位　　早朝（6：00～8：00）650単位

※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。（入所時に1回、20単位）

※ １単位あたり10.14円（７級地）になりますので、利用方法及び計算方法により「ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算は1.6%になります。

２．減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります（30日分）。

（単位：円）

利用者負担段階	対象者		居住費	食　費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	預貯金等が1,000万以下（夫婦で2,000万円以下）	24,600	9,000
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	預貯金等が650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	24,600	11,700
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下（夫婦1,650万円以下）	39,300	19,500
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	預貯金等が500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	39,300	40,800

サービス利用に係る負担金額

（単位：円）

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1ヶ月（30日分）	59,016	61,345	63,846	66,209	68,503
第2段階		61,716	64,045	66,546	68,909	71,203
第3段階(1)		84,216	86,545	89,046	91,409	93,703
第3段階(2)		105,516	107,845	110,346	112,709	115,003

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009　静岡県藤枝市八幡198
電話.054-646-6766 FAX.054-646-6755

特別養護老人ホームきらら藤枝　利用料金表　（２割負担の場合）

１．サービス利用料金について

○当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。

1単位あたり10.14円

（単位：円）

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	介護サービス費	19,560	21,600	23,790	25,860	27,870
	日常生活継続支援加算Ⅱ	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	看護体制加算Ⅰ	120	120	120	120	120
	看護体制加算Ⅱ	240	240	240	240	240
	個別機能訓練加算Ⅰ	360	360	360	360	360
	個別機能訓練加算Ⅱ	20	20	20	20	20
	夜勤職員配置加算Ⅱ	540	540	540	540	540
	科学的介護推進体制加算Ⅰ　（／月）	40	40	40	40	40
介護職員処遇改善加算Ⅰ　8.3%		1,848	2,017	2,199	2,370	2,537
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ　2.7%		601	656	715	771	825
介護職員等ベースアップ等支援加算　1.6%		356	389	424	457	489
介護保険料小計　２割（20%）金額		50,832	55,490	60,491	65,217	69,806
施設利用料	居住費（2,800円/日）	84,000				
	食　費（1,650円/日）	49,500				
	その他の日常生活費	実費				
ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担金額（30日分）		184,332	188,990	193,991	198,717	203,306

※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。
また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算（１回につき６単位）が加算されます。

※ 配置医師緊急時対応加算･･･配置医師が必要に応じて夜間や早朝に施設を訪問して利用者の診察を行った場合、以下の単位数が加算されます。夜間（18：00～22：00）650単位　　深夜（22：00～6：00）1300単位　　早朝（6：00～8：00）650単位

※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。（入所時に1回、20単位）

※ １単位あたり10.14円（７級地）になりますので、利用方法及び計算方法により「ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算は1.6%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009　　静岡県藤枝市八幡198
電話.054-646-6766 FAX.054-646-6755

特別養護老人ホームきらら藤枝　利用料金表　（３割負担の場合）

１．サービス利用料金について

〇当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

〇加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。

1単位あたり10.14円

（単位：円）

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	介護サービス費	19,560	21,600	23,790	25,860	27,870
	日常生活継続支援加算Ⅱ	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	看護体制加算Ⅰ	120	120	120	120	120
	看護体制加算Ⅱ	240	240	240	240	240
	個別機能訓練加算Ⅰ	360	360	360	360	360
	個別機能訓練加算Ⅱ	20	20	20	20	20
	夜勤職員配置加算Ⅱ	540	540	540	540	540
	科学的介護推進体制加算Ⅰ　（／月）	40	40	40	40	40
介護職員処遇改善加算Ⅰ　8.3%		1,848	2,017	2,199	2,370	2,537
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ　2.7%		601	656	715	771	825
介護職員等ベースアップ等支援加算　1.6%		356	389	424	457	489
介護保険料小計　３割（30%）金額		76,248	83,235	90,737	97,825	104,709
施設利用料	居住費（2,800円/日）	84,000				
	食　費（1,650円/日）	49,500				
	その他の日常生活費	実費				
ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担金額（30日分）		209,748	216,735	224,237	231,325	238,209

※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。
また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算（１回につき６単位）が加算されます。

※ 配置医師緊急時対応加算･･･配置医師が必要に応じて夜間や早朝に施設を訪問して利用者の診察を行った場合、以下の単位数が加算されます。夜間（18：00～22：00）650単位　　深夜（22：00～6：00）1300単位　　早朝（6：00～8：00）650単位

※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。（入所時に1回、20単位）

※ １単位あたり10.14円（７級地）になりますので、利用方法及び計算方法により「ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算は1.6%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009　　静岡県藤枝市八幡198
電話.054-646-6766 FAX.054-646-6755